

鳥取市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険
サービスに係る利用者負担額軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度事業実施規則（平成27年鳥取市規則第41号。以下、「実施規則」という。）に定める社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担を軽減し、低所得利用者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 市長は、前条の目的の達成に資するため、本市が社会福祉法人等利用者負担軽減の決定（以下「軽減決定」という）をした者に対して、実施規則に基づき、利用者負担額の軽減（以下「軽減制度」という）を行う社会福祉法人又は地方公共団体（本市を除く。）等（以下「助成対象法人等」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(補助金の算定)

第4条 この補助金の交付額は、実施規則第12条第1項第1号及び第2号に規定する額とする。（各号に1円未満の端数がある場合は、それぞれの額について1円未満の端数を切り捨てるものとする。）

(交付申請)

第5条 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入が10パーセント以下の法人
 - ア 軽減助成額算出シート（様式第1号）
 - イ 社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書（様式第2号）
 - ウ 個人別集計表（様式第4号）
- (2) 軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10パーセントを超える法人
 - ア 軽減助成額算出シート（様式第1号）
 - イ 社会福祉法人軽減市町村助成費請求明細書（様式第3号）
 - ウ 個人別集計表（様式第4号）

(補助事業の変更等)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次の各号に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告)

第7条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に定める書類は、第5条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(着手届を要しない場合)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しない。

(帳簿の備付け)

第9条 助成対象法人等は、本補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

(施行規則)

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱は、平成17年10月1日以後に利用のあった介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減から適用し、同日前に利用のあった介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

